

LAW
CLASS

ロー・クラス

統治機構論探訪

[特別寄稿]

制度的リアリズムの憲法学

——赤坂幸一「統治機構論探訪」を読んで

慶應義塾大学教授
山本龍彦

1 はじめに

法学セミナーは、法と現実の両者に関心を持つ者にとって魅惑的なコンテンツに溢れている。なかでも我々の知的好奇心をくすぐり続けているのが、2017年5月(748号)から連載の始まった赤坂幸一准教授(九州大学。憲法学)の「統治機構論探訪」(以下、「赤坂連載」と呼ぶ)であろう。本稿は、赤坂と同世代の憲法研究者である評者が、本誌のキラーコンテンツである赤坂連載の魅力や意義について若干の考察を加えようとするものである。

2 「でも、実際はね……」からの憲法学
——制度的リアリズム

赤坂連載は、先月号(761号)で既に14回を数える長期連載であるが(先月号の「政治空間と法——議場構造の憲法学」も、「空間」と「制度」との影響関係を考察した大変興味深い論攷で、本稿が赤坂連載の特徴として掲げる「制度的リアリズム」の視点を強調するものであったが、本稿締切の関係で検討の対象とすることができなかった)、ほぼ毎回その注1)で、赤坂自らその連載の趣旨を以下のように説明している。

「本連載では、本誌の読者として想定される学部生・法科大学院生・一般読者を念頭に置きつつ、主として統治行為論の観点から、代表的な教科書や論文の記述の背景にある考え方や理念について、一步踏み込んだ解説・考察を行うことを目的としている」。

ここでは、憲法学の学習領域のなかでも「統治機構論」が扱われること、教科書的記述よりも「一步

踏み込んだ解説・考察」が行われることが宣言されている。評者が見る限り、時に二歩も三歩も踏み込んだ解説が加えられることもあり、本誌読者その理解に相応のエネルギーを費やさなければならない場合も少なくないが、そうした努力は憲法、とりわけ統治機構論を学習する上で必ずやプラスに作用するだろう。というのも、憲法学が焦点を当てるべき統治システムは、常に教科書的説明の先にあるからである。

評者も法学部で統治機構論を講ずる者の一人であるが、その講義のなかで、「でも、実際はね……」と口走ることが多い。それは、教科書がいう権力分立や民主主義の「建前」が、制度的現実とずれていることが少なくないからである。例えば、権力分立の「建前」上は、国会と内閣とが抑制と均衡の関係に立つと説明されるが、政党国家化が進むと両者が同一政党によって支配される機会が増えるから、「立憲」的に有効な抑制と均衡が期待できなくなる。となると、講義では、「でも、実際はね……」と断って、政党国家化の進んだ制度的現実と、その「立憲」的対処法(例えば、政府・与党-野党間の抑制と均衡を制度的にどううまくデザインするか)を補足せざるを得ないのである。他にも、教科書的にはまず日本国憲法が、国会を「国権の最高機関」とし、それを「国の唯一の立法機関」(41条)としていること、したがって、「国の行う立法は、憲法に特別の定めがある場合を除いて、常に、国会を通してなされなくてはならないこと(国会中心立法の原則)」¹⁾が説明される。しかし実際には、「現代の行政国家的現実からして、立法の〔行政権への〕委任は不可避であり」²⁾、法律による委任を受けて行政機関が「立法」を行う場面は極めて多いのである。

ここまでは一般の教科書でも触れられるが、さらに近年は、国会（法律）－行政機関（命令）といったヒエラルキー型（伝統的垂直委任型）の法秩序形成を超えて、国家（主に行政機関）が、特定事項について機能的アドバンテージを有する非国家的アクター（私的アクターなど）との交渉や合意を通じてネットワーク的に法秩序形成を行うケースも増えてきた（以下、便宜上「ネットワーク柔構造型秩序形成」と呼ぶ³⁾）。憲法典には書かれていない組織や手続が「立法」に及ぼす影響が大きくなり（赤坂はこうした傾向を「立法の非議会化〔Entparlamentarisierung〕」と呼ぶ。第3回54頁、第8回76頁参照）、法秩序形成がインフォーマルな形でなされることも多くなってきたというわけである（主に第3回参照）。憲法を、「憲法典」（形式的意味の憲法）と完全に同一視するのではなく、法秩序の形成プロセス（統治組織の構造・権限・手続）を統御する「実質的意味の憲法」と捉える限り（第1回71-72頁参照）、常態化しつつあるこのようなインフォーマルな法秩序形成も、「憲法」学の射程に収めるべきことになろう。しかし、こうした制度的現実には、いまだ教科書では詳細に説明されない。この点で、赤坂連載の二歩も三歩も踏み込んだ解説は、「でも、実際はね……」から始まる現代国家の制度的現実を明らかにし、これに「立憲」的観点からの批評を加えて必要な憲法上の変革を示すという意味において、統治機構論の学習者にとって何とも魅惑的な読み物といえるのである。

3 「実質的意味の憲法」の重要性

以上述べたような赤坂連載の「制度的リアリズム」⁴⁾には、憲法学上注目すべき2つの特徴が含まれているように思われる。

第1は、上述した「実質的意味の憲法」を、憲法学の分析対象として前景化させていることである。「憲法学の代表的な教科書を紐解けば、その冒頭で、憲法とは何か、について考察されていることが通例」であり（第1回70頁）、そこでは形式的意味の憲法（憲法典）と実質的意味の憲法の違いが説明されるが、いわゆる戦後憲法学は、それにもかかわらず、実質的意味の憲法の範囲や意義について十分な考察を加えず、また、日本国憲法秩序が——憲法典

の改正だけでなく——実質的意味の憲法の変更によっても変動することを正面から分析することは少なかつたように思われる。それは、日本国憲法の掲げる理念が日本社会に十分に根付いていない状況のなかで、政治権力の側が、形式的には自ら変更可能な「法令」の改変を通じて憲法秩序を動かせることを正面から認めることのリスクを慮ったからであろう。また、「護憲派」が多数を占める状況においては、憲法典の理念からずれる制度的現実には批判の対象となるにとどまり、分析の対象とはならなかつたように思われる。憲法改正が前提とされないため、その制度のどこに具体的な不都合が生じていて、かかる制度をどううまくデザインし直せば上記理念がよりよく実現されるかという建築学的思考が憲法学上それほど重要性を持ち得なかつたからである（かくして、「政治学」と「憲法学」との隔たりが拡大することとなる）。この点で、実質的意味の憲法までを包摂した日本国憲法秩序を構想し、この秩序を変動させる方法として、憲法96条を通じた憲法改正の外に、憲法附属法令の創設・変更を通じた「憲法改革」がありうるとした大石眞教授の憲法学⁵⁾（以下、「大石学説」と呼ぶ）は、我が国の憲法学界においては、その重要性に見合うほどの支配性を有してこなかつたのである。しかし近年は、比較的若い世代の憲法研究者を中心に、大石学説の存在感は増してきているように思われる。

その理由として第1に、現実政治の動向を挙げることができる。先述のように、戦後リベラル派は、従来、「護憲」という立場から、政治空間において実質的意味の憲法が改変させられることより、日本国憲法秩序が変動することに警戒的であった。しかし、近年、憲法改正が現実味を帯びるに従って、憲法典（の改正）の意義を相対化することに一定の戦略的意義が見出されるようになった。実質的意味の憲法（憲法附属法令）への着目は、安倍改憲論に対して、実質的意味の憲法による「憲法改革」というルートがあるなかで、なぜ敢えて「憲法改正」なのかを厳しく問う契機を与えるうえ、仮に憲法改正が実現しても、実質的意味の憲法の重要性を強調することで、既になされた憲法改正の意義を相対化することに繋がるからである。これは、1990年代に入ってアメリカで増加した合衆国憲法修正案の多くが「保守派の主張を反映したもの」であったため、こ

れを警戒したりベラル派憲法研究者が、形式的憲法修正の意義を相対化する議論を展開し、憲法修正によらない憲法変動論を主張したこと⁶⁾と構造が似ている。かくして、従来は憲法改正を前提とした制度点検としての意味を持った大石学説（ある種の制度的リアリズム）に、あらゆる憲法研究者が——その政治的思想傾向を問わず——合流することが可能になる状況が生じつつあるといえる。

第2に、赤坂連載でも度々強調されるグローバル化の進展を挙げることができる。例えば、近年、情報通信技術の飛躍的發展により、情報・データがいつも簡単に国境を超えるようになり、こうした情報・データの超国家的流通が我々の社会・経済活動の前提にもなりつつある。かような状況のなか、データ流通のルールが各国まちまちであると、データの超国家的流通が妨げられ、社会・経済活動に支障が生ずることになる。したがって最近では、国内の正規の（憲法典が規定するような）立法ルートや国家間の正規の（憲法典が規定するような）条約締結ルートに先んじて、国際的なIT企業などとの交渉を通じて非国家的な組織（ICANN [Internet Corporation for Assigned Names and Numbers] などが有名である）が策定したルールが各国に浸透し、国内企業等を拘束する「法」として事実上機能するケースも増えてきている⁷⁾。グローバル化の進展のためにこのようなインフォーマルな「立法」が一般化しているとすれば、「秩序形成プロセスの統御規範」としての憲法（第1回75頁）は、そのプロセスを無視するわけにはいかない。いまやこのような「立法」が、正規ルートを通じて形成されるフォーマルな「立法」（法律、委任立法、条約など）と同様、我々の権利・自由に必要な影響を与えているとすれば、「立憲」的観点（赤坂は主として「法形成過程の民主化」要請という手続的意味で「立憲」を捉える。第8回72-73頁）からこれを肯定的に捉えるか否定的に捉えるかは別として、まずは憲法学の俎上に載せるべきと考えられよう。それには、視点を憲法典の上に固着することがあってはならない。

第3に、これも赤坂連載が繰り返し言及する行政モデルの現代的変容を挙げることができる。国家の規律対象はますます拡大し、複雑化している。こうした規律分野（環境、科学技術領域など）については、「高度の不確実性が支配しており、立法者は、

必要な知識の生成、及びそれに基づくリスクの制御を、執行者に委ねざるを得ない」（第6回83頁）。そうすると、「伝統的な『個人対国家』という二面図式を前提に、詳細・明確な法律に基づく介入のみを認める自由主義的・法治国家的な行政モデルは、その作動領域を大きく減退」させ（第3回56頁）、法律の開放的規律を根拠に能動的に活動する行政モデルを前提とするよりほかない。こうしたモデルの下では、情報・専門的知識において立法者に優位する行政が、さらにこれらの点で優位する私的アクターなどとも連携しつつ、動的な秩序形成を行うことが期待されよう。このような行政モデルの現代的変容を踏まえれば、本質的（重要）な事項は国会が法律形式で規律しなければならないという本質性理論とは逆に、「重要な事項ほど議会制定法以外の形式で規律されるという」「逆転型本質性理論」が強調される場面すら出てくるのかもしれない（第6回82-83頁）。憲法典にのみこだわっている、行政モデルの現代的変容によってもたらされる、こうした「立法」プロセスの変容を正視できないおそれがある。

以上述べてきたような政治的・制度的現実の変化によって、憲法典というテキストには回収されない「実質的意味の憲法」に従前から着目してきた大石学説への注目が高まってきているといえる。赤坂連載は、このような潮流を捉まえて、実質的意味の憲法を正面から分析対象としているところに1つの特徴がある。赤坂によれば、「一般に政治的変動期に制定されることの多い憲法典で、実質的意味の憲法のすべてを詳細に規定しつくすことは想定しがたく、また実際のでもない」（第1回71頁）。重要なのは、憲法秩序の変動を考察する際に、「憲法典の改正についての検討を主眼としつつも、憲法典・憲法附属法・憲法運用（憲法判例・憲法慣習など）の総体（いわゆる実質的意味の憲法）の変動に着目し、かつ各要素間のダイナミズムにも配慮する」ことなのである（第1回71頁）。さらに赤坂は、実質的意味の憲法の創造や変更による憲法秩序の動態を認めることで、憲法秩序が「軟性化」ないし「弾力化」することを認めながら、それによって切り拓かれる「適度な流動性」（第1回75頁）——しなやかさ——が、逆に憲法秩序を「安定化」させるという「逆説」（他方で硬性憲法秩序は「堅牢性」ゆえの「脆弱性」を持ち得る）にも注意を向けている。

このように、赤坂連載は、グローバル化や行政モデルの変容といった現代的課題を踏まえて、大石学説をさらに発展、精緻化しようと試みるものと理解することができる。無論、制度的リアリズムに立脚することで、大石学説と同様の理論的問題を引き受けることになる。例えば、“実質的意味の憲法の変更というルート（憲法改革ルート）があるなかで、なぜ敢えて形式的意味の憲法の変更というルート（憲法改正ルート）を選択するのか”という問いは、性急に憲法改正を進めようとする立場への抑止力になると同時に、自らのアプローチを推進するうえでの抑止力ともなる。「改革」と「改正」という2ルートが存在する場合、両者の競合関係をどう整理するのか、別言すれば、どのような事項ならば憲法典に書き込むこと（改正）が必要で、どのような事項ならば憲法附属法令の変更（改革）で足りるのかが問題になりうるからである。もちろん赤坂はこのことを承知しており、第2回（「憲法留保」）では、何を憲法典で規律し、何を規律すべきでないのかの検討がなされ、「統治システムに関する基礎的なルール、とりわけ法秩序形成プロセスを規律する基本的なルール」については確実に憲法典で枠付けつつ、「いかなる政策事項〔政策内容〕を憲法典上に確定すべきかについては、法の支配と民主制原理とのバランスの中で決すべきことになろう」と述べられている（第2回54頁）。かかる指摘は、憲法典事項と法律事項との区別指標について一定の方向性を示したものととどまるが、そもそも憲法改正自体の現実味が薄かった我が国では、これまで「この点についての立ち入った考察は行われてこなかった」のであり（第2回51頁）、かような方向性の提示だけでも憲法学的に大きな意義を持つように思われる。もっとも、実質的意味の憲法の存在を強調する場合、上述のような区別指標だけでなく、法律形式をとる実質的意味の憲法——アメリカの議論で使われる言葉を借りれば「超法的な法律（*super-statutes*）」⁸⁾——と通常法律との区別指標⁹⁾や、ある法律が通常法律を超えた憲法的意味を持つ（「超法的法律」としての性格を持つ）と判断された場合の効果（それは通常法律よりも形式的に優位するのか）についても突き詰めた検討が必要になろう。先述のような政治的・制度的現実の変化を踏まえれば、こうした問題は憲法学全体の課題にもなるのであり、赤坂連載が

主に依拠するドイツの議論だけでなく、アメリカにおける憲法修正によらない憲法変動論¹⁰⁾なども参照しながら、憲法学界をあげて同課題の克服にあたるべきと考えられる。

4 ネットワーク柔構造型秩序形成

赤坂連載の制度的リアリズムの第2の特徴は、「議会等の中央政府による決定を通じた秩序形成プロセスから、（公権力も一つのアクターとして内包する）ネットワークによる決定プロセスへの変化」（第11回58頁）を鋭敏に感じ取り、おそらくはその現代的必然性を肯定していることであろう。このネットワーク柔構造型秩序形成は、「『公私を問わず、いかなるアクターも、複雑、動的でかつ多様な諸問題を解決するために必要な知識・情報を、部分的にしか有して』」おらず、「『どのアクターも、単独では、特定の統治モデルにおいて一元的な支配を行うために必要な活動能力を、有していない』」（第11回58頁〔Jan Kooimanの言葉を引用して〕）との認識を前提に、政策領域・規律領域ごとに、その領域につき部分的知識を有する諸アクターをネットワーク化していく重要性を強調するものである。このモデルの下では、ネットワーク柔構造を通じた諸アクターの相互作用ないしコミュニケーションによって、知識集約と良き秩序形成が可能となること、また「国家の役割の重点」が、こうした情報コミュニケーションを可能ならしめる「ネットワークの創出及び維持へと移行する」（第11回58頁）ことが期待される。さらに、このモデルでは、「フォーマルな権威を有する公的機関」が有する専門的知識をネットワーク化するだけでは不十分で、時に私的アクターをもインフォーマルな形で取り込む必要があるとされる。赤坂連載は、「政治制度の機能性の確保」と（逆説的ではあるが）「フォーマルな憲法制度の安定化」という観点から（第3回55頁）、かような法秩序形成観を基本的に肯定しているところに1つの特徴がある。

憲法学の視点から個人情報保護法制について若干の考察を行ってきた評者も、このような認識を共有している。別の機会に言及したように、例えば日本の個人情報保護法（とくに2015年改正後のそれ）は、「〔同法で〕核心的な保護対象とされる『個人情報』

とは何か、反対に、基本的に自由な利活用が可能となる『匿名加工情報』とは何か、違法との評価を受けうる第三者提供とは具体的にどのような行為をいうのか、といった問いの直接的な解答を与えるものではない。それは、「基本的には、その具体的な解答を、誰が——個人情報保護委員会なのか、認定個人情報保護団体なのか、事業者自身なのか、等々——、どのように——マルチステークホルダープロセスに個人情報保護委員会が関与するような共同規制のレジームなのか、純然たる自主規制のレジームなのか、等々——決めるのかを決めている」「ガバナンスの、あるいは秩序形成のための基本法なのである」¹¹⁾。つまり、ここにおいて議会制定法は、私的アクターをも巻き込んだ秩序形成のネットワークをコーディネートする役割を果たしているのであり、保護すべき「個人情報」とは何かといった実体的な解答は、かくコーディネートされたネットワーク柔構造のなかで漸進的に探し求められることになる。

アメリカに目を転じてみても、1990年代後半から、コロンビア大学ロースクールの教授陣を中心としたニューガバナンス学派¹²⁾などが台頭し、赤坂連載が強調するようなネットワーク柔構造型秩序形成の公法学的検討が進んでいる。その意味で、こうした柔らかな統治構造は、制度的現実として世界的に受容されつつあるように思われる。しかし、もとよりこのことは、かかる「現実」が規範的——「立憲」的——にも無批判に受容されていることを意味しない。赤坂も、ネットワーク柔構造型秩序形成が、憲法の伝統的な公的統御の仕組みを免れ、そのインフォーマルなコミュニケーション過程のなかで「特定の利益の特権的なインプットが発生」する危険に度々注意を促しているのである（第8回73頁）。アメリカでも、ここ数年、私的アクターを取り込んだネットワーク柔構造型秩序形成に対する憲法的統御のあり方が公法学における重要論点になってきている。例えばコロンビア大学ロースクールのメツガー（Gillian B. Metzger）は、かような秩序形成モデルは民主的アカウンタビリティの観点、議会の立法権等の観点から違憲の疑いすらあるとする保守派研究者——現在、保守派研究者の牙城となっているジョージ・メイソン大学スカリアロースクール行政国家研究センターのホームページ¹³⁾には、「行政は

ますますインフォーマルで非伝統的（unorthodox）な手法に頼るようになってきており、憲法の抑制と均衡の外部で連邦政府が拡大することを許している」とある——に対しては、上記モデルを擁護するが、他方で、合衆国憲法2条3節の解釈を通じて、その憲法的統御の必要性を強調するのである。メツガーによれば、同節のいう大統領の法律誠実執行義務（大統領は「法律が誠実に執行されるよう配慮しなければならない」）は、ネットワーク型秩序形成を統制するための実効的な監督システムと、ネットワーク内部での抑制と均衡を担保するためのシステムを構築する義務を含むべきとされる¹⁴⁾。

また、カリフォルニア大学ロスアンゼルス校ロースクールのマイケルズ（Jon D. Michaels）は、ネットワーク柔構造型秩序形成が、大統領（ホワイトハウス）と私的アクターとをダイレクトに結び付け、これまで大統領の権限拡大を抑制し、行政内部での微視的な権力分立を実現させてきた官僚制を事実上破壊することになると警告している¹⁵⁾。マイケルズによれば、インフォーマルなコミュニケーション過程を組み込むネットワーク柔構造においては、大統領の政治的権力と民間の経済的権力とが摩擦なく融合し、結果的に大統領の権限拡大を招くというわけである¹⁶⁾。もちろんマイケルズは、こうしたリスクがあるからといって、保守派研究者の主張するようにニューディール以前の古典的秩序形成モデルに回帰せよと提案しているわけではない。ニューディールにおける行政国家化が、大統領の権限拡大のリスクを、行政内部の——大統領—官僚組織—市民社会間の——「三権分立」を制度化することで抑制しようと試みてきたのと同様、適度な摩擦をネットワーク柔構造のなかにデザインすることが重要であるというのである¹⁷⁾。

以上のようにみると、赤坂連載が繰り返し指摘するとおり、我々はネットワーク柔構造型秩序形成を制度的現実として受け止めつつも、これを「立憲」的な観点から批判的に吟味し、「憲法改正」ないし「憲法改革」のアジェンダに載せていくことが求められているように思われる。

5 終わりに

以上、本稿は、赤坂連載の特徴とその憲法学的な意義を検討してきた。それによれば、赤坂連載は、統治機構論を学ぶ者のために、現在の制度的現実を丁寧に描写し、その問題構造を——現代的必然性を肯定しながらも——明らかにするものであるといえる。制度的リアリズムの立場を徹底した同作業は、憲法学ないしは公法学をあげて取り組むべき新たな課題を我々に明示する点で、学問的に極めて重要な意味を持つものであると考えられる。それが、一歩ではなく、二歩も三歩も「踏み込んだ」解説で、理解に多少の努力が必要であるとしても、精読するに値する貴重な連載というべきであろう。

- 1) 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣、2012年）76頁〔高見勝利執筆〕。
- 2) 野中ほか・前掲注1）77頁。
- 3) 岡田正則「グローバル化と現代行政法」現代行政法講座編集委員会編『現代行政法の基礎理論』（日本評論社、2016年）368頁、マーク・ベビア（野田牧人訳）『ガバナンスとは何か』（NTT出版、2013年）44-59頁参照。
- 4) 「制度的リアリズム」については、Abbe R. Gluck, Anne Joseph O'Connell, and Rosa Po, *Unorthodox Lawmaking, Unorthodox Rulemaking*, 115 COLUM. L. REV. 1789, 1792(2015) を参考にした。
- 5) 大石眞『憲法秩序への展望』（有斐閣、2008年）26頁。おそらくこうした大石の憲法観は、師である小嶋和司のアプローチを引き継いだものであろう。小嶋和司『憲法学講話』（有斐閣、1982年）1頁以下参照（「憲法と憲法典について」）。
- 6) 大沢秀介「アメリカにおける憲法修正をめぐる議論とリベラル憲法学」法学研究75巻4号（2002年）6、10頁参照。
- 7) 藤谷武史「グローバル化と公法・私法の再編——グローバル化の下での法と統治の新たな関係？」社会科学研究65巻2号（2014年）218頁、土屋大洋『情報とグローバル・ガバナンス——インターネットから見た国家』（慶應義塾大学出版会、2001年）参照。
- 8) William N. Jr. Eskridge & John Ferejohn, *Super-Statutes*, 50 DUKE L.J. 1215(2001).
- 9) Richard Primus, *Unbundling Constitutionality*, 80 U. CHI. L. REV. 1079, 1082 (2013).
- 10) 川鍋健「人民主権の実現と裁判所の果たすべき役割」憲法理論研究会編『展開する立憲主義』（敬文堂、2017年）147頁以下、岡室悠介「憲法における『人民』の位相（一）（二）（三・完）」阪大法学66巻1号123頁以下・同66巻2号83頁以下（2016年）・66巻5号49頁以下（2017年）、山本龍彦「主権者なき憲法変動論」論究ジュリスト25号（2018年）162-165頁参照。
- 11) 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』（信山社、

2017年）189-190頁。このようなガバナンスのあり方について詳細な分析を加えるものに、生貝直人『情報社会と共同規制』（勁草書房、2011年）がある。

- 12) 詳細は、Victoria Nourse & Gregory Shaffer, *Varieties of New Legal Realism: Can a New World Order Prompt a New Legal Theory?*, 95 CORNELL L. REV. 61, 85-89 (2009). See e.g., Michael C. Dorf & Charles F. Sabel, *A Constitution of Democratic Experimentalism*, 98 COLUM. L. REV. 267(1998); Jody Freeman, *Collaborative Governance in the Administrative State*, 45 UCLA L. REV. 1, 27-28 (1997); Charles F. Sabel & William H. Simon, *Destabilization Rights: How Public Law Litigation Succeeds*, 117 HARV. L. REV. 1016 (2004); Neil Walker & Grainne de Burca, *Reconceiving Law & New Governance*, 13 COLUM. J. EUR. L. 519(2007); Gillian E. Metzger, *Foreword: 1930s Redux: The Administrative State Under Siege*, 131 HARV. L. REV. 1(2017).
- 13) Adam White, *Welcome to the C. Boyden Gray Center for the Study of the Administrative State*, at <https://administrativestate.gmu.edu/>.
- 14) Gillian B. Metzger, *The Constitutional Duty to Supervise*, 124 YALE L. J. 1836, 1899-1904(2015).
- 15) JON D. MICHAELS, CONSTITUTIONAL COUP: PRIVATIZATION'S THREAT TO THE AMERICAN REPUBLIC 59-62(2017). 近年のアメリカでは、大統領による過度の政治的コントロール（行政の政治化 politicization of administration）を制御するための「権力分立」を、行政ネットワークの内部において実現すべきと考えられる見解が有力である。See Neal Kumar Katyal, *Internal Separation of Powers: Checking Today's Most Dangerous Branch from Within*, 115 YALE L. J. 2314 (2006); Gillian E. Metzger, *The Interdependent Relationship Between Internal and External Separation of Powers*, 59 EMORY L. J. 423(2009); HAROLD H. BRUFF, BALANCE OF FORCES: SEPARATION OF POWERS LAW IN THE ADMINISTRATIVE STATE(2006).
- 16) See MICHALES, *supra* note 15, at 126.
- 17) *Id.* at 176.

（やまもと・たつひこ）